明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二八）　二

〔告　示〕

○平成二十四年総務省告示第二百七十二号の一部を訂正する件（**総務**二八七）　二

○平成二十五年総務省告示第四百九号の一部を訂正する件（**同**二八八）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**政治資金適正化委**四九）　二

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四二九）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四三〇）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四三一、四三二）　三

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**二〇）　三

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二一一）　三

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二二）　三

○国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（**文部科学**一二七）　三

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二〇〇六）　四

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**二〇〇七）　四

○確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を改正する件（**国土交通**九四八）　五

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（**同**九四九）　五

○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**同**九五〇）　五

○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一四五）　五

〔国会事項〕

消費者庁　外務省　農林水産省　林野庁　水産庁　五

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　七

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

証票無効関係　九

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九

**会社その他**　三